

桜井市地域防災計画の修正の概要(R3.3)

① 修正の方針

1. 修正の背景

(1) 奈良県地域防災計画の修正（令和2年3月）

- ・奈良県緊急防災大綱（平成31年4月）
- ・国の防災基本計画修正（令和元年5月、平成30年6月）を踏まえた県計画の修正

(2) 桜井市の組織改正等による修正

- ・組織改正による担当部局の変更等
- ・桜井市国土強靱化地域計画との関係

2. 奈良県地域防災計画の修正概要

○避難行動・避難生活

- ・「自らの命は自ら守る」意識の徹底、正しい避難行動の周知
- ・避難所での良好な生活環境の確保

○情報発信・リスクコミュニケーション

- ・受け手への伝わりやすさを重視した情報発信
- ・地域の災害リスクの周知を徹底し「地域の防災力」の向上を図る

○要配慮者

- ・関係機関の連携による要配慮者への的確迅速な対応

○救急救助

- ・災害関連死を防ぐ被災者ケアに関する県との連携

○南海トラフ

- ・南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組みの着実な実施

3. 桜井市の組織改正等による修正の観点

○組織改正による担当部局の変更等

- ・すこやか暮らし部を廃止し、福祉保健部に統合
- ・地域包括ケア推進室を廃止し、高齢福祉課に係を新設し統合
- ・管財契約課を新設し、庁舎管理業務等を総務課より移管
- ・広報担当事務を総務課より行政経営課に移管、その他

○桜井市国土強靱化地域計画との関係

- ・地域防災計画と国土強靱化地域計画は相互補完するものとして明記

② 主な修正内容

1. 水害・土砂災害等編

(1) 桜井市地域強靱化基本計画との関係【第1章第1節第6】

- ・市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、桜井市国土強靱化地域計画を策定し、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

(2) 避難行動計画【第2章第1節】

- ・市及びその他防災関係機関は、市民への「自らの命は自らが守る」という意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難行動の整備、避難対策の推進を図る

(3) 市民への周知及び啓発【第2章第1節第8】

- ・市は、ハザードマップの内容が正しく市民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする
さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。市は、これを適切に市民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

(4) 避難所の運営【第2章第2節第3】

- ・市は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、トイレのバリアフリー化等の整備を図る

(5) 指定避難所における外国人対策【第2章第4節第5-2】

- ・災害時に外国人が迅速に避難できるよう、市は県と連携して、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める

(6) ボランティア活動支援環境整備計画【第2章第11節】

- ・市は県と連携し、県及び市の社会福祉協議会と協働して、市内外のボランティア団体等との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する

(7) 防災関係機関の相互応援体制の整備【第2章第22節第1】

- ・市は県と連携し、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する

桜井市地域防災計画の修正の概要(R3.3)

(8)避難勧告等の発令【第3章第1節】

- ・【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始
- ・【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）
- ・【警戒レベル5】災害発生情報
- ・市は、受け手が情報の意味を直観的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うようつとめる
- ・避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、迅速かつ分かりやすくその意味を伝えるなど、市民の立場に立った情報提供に努める

(9)市民に求める避難行動【第3章第1節第3】

- ・「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する

(10)要配慮者の支援計画【第3章第4節】

- ・要配慮者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、防災担当部局と福祉担当部局が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実につとめる

(11)医療等の体制【第3章第4節第1-3】

- ・市は、県に対し、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良 DWAT）による災害時の避難所等への福祉専門職チームの派遣要請を行うなど、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る

(12)在宅避難者等への支援体制の整備【第3章第18節第6-4】

- ・市は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、県の保健師等支援チーム等の支援を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。
 - (1) 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保険福祉サービスが継続して受けられるよう手配を行う。
 - (2) 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミッククラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
 - (3) 市は、在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて県保健医療調整本部に報告する。

(13)被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成【第4章第2節第1】

- ・罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2. 地震編

(1) 南海トラフ地震臨時情報【第5章第2節】（新規）

- ・第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止
- ・第2 南海トラフ地震臨時情報の発表
 - ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ・第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

その他の内容については「1. 水害・土砂災害等編」と同様のため、主な修正内容は「1. 水害・土砂災害等編」を参照。